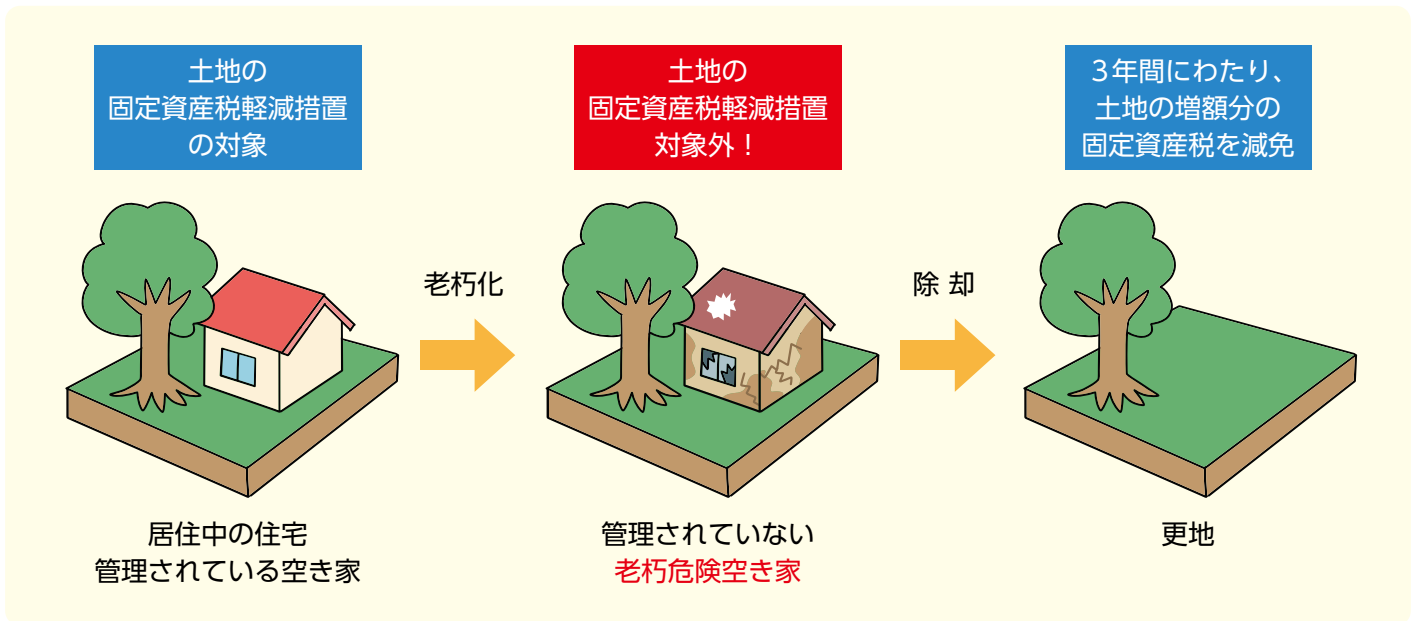


# 老朽危険空き家の除却を促進し、安全な生活環境を確保します

資産税課 ☎ 829-1131

市では年々空き家が増えていて、崩壊などの危険がある老朽危険空き家も多く、近隣の方々の生活環境に深刻な影響を与えています。空き家が増えている要因のひとつとして、解体に多額の費用がかかるほか、解体により土地の固定資産税が増額になるなど、所有者の負担が大きくなることが挙げられます。

そのため、市では管理されていない老朽危険空き家の土地の固定資産税軽減措置（※）を解除する要件を条例で制定しました。また、その要件に該当して軽減措置が解除された空き家を除却した場合には、増額になる土地の固定資産税を3年間減免する条例も制定しました。

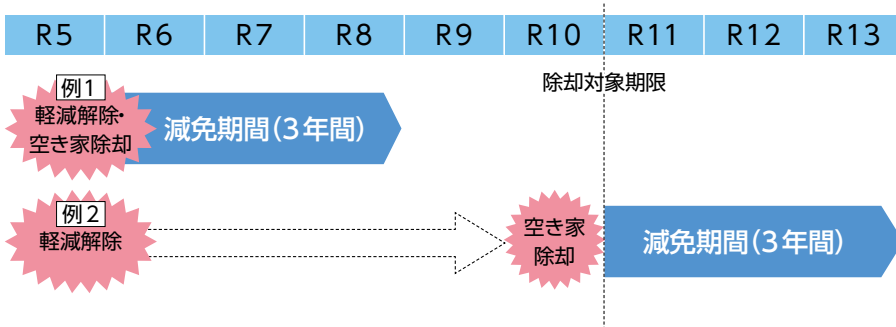


- 施行日** 令和6年1月1日
- 対象** 施行日から令和10年12月31日までの間に、軽減措置が解除された老朽危険空き家を除却した土地の納税義務者
- 減免期間** 3年間（減免の申請をした日以後の最初の納期から3年後の納期まで）  
※空き家の除却後に減免の申請が必要です。

## 減免期間が途中で終了する場合

- ①新たに住宅用地特例を適用  
（例：住宅を新築した場合）
- ②納税義務者が代わった（相続は除外）
- ③他の用途に変更された  
（例：宅地→駐車場）

※固定資産税軽減措置とは…  
居住用の家屋の敷地（住宅用地）  
について固定資産税を軽減するもの



〈広告〉